

<理事選出細則>

(1)理事の区分と定数

選挙理事、指名理事に区別する。

選挙理事とは選挙によって選出される理事をさし、定数を10とする。

指名理事とは選挙によらず役職理事が指名する理事をさし、定数を若干名とする。

(2)理事選挙

選挙理事に立候補する評議員は、当該年度の学術大会開催時の3ヶ月前までに理事2名の推薦をもって事務局に所定の用紙で届け出る。

評議員会で評議員の投票により選挙を行う。

選挙では10名を連記する。

所定の人数の氏名を記していないものは無効とする。

選挙に当たっては会長が評議員の中から4名の選挙管理委員会を委嘱し、選挙事務を行う。

選挙は有効投票が最も多い者から選び、順次定数までの候補者をもって当選とする。

定数最下位に有効投票数の等しい候補者が複数ある時は、抽選によって順位を決定する。

(3)指名理事

指名理事は選挙理事が選出された後、役職理事が評議員の中から指名する。

(4)本細則は理事会の議を経て、評議員の承認により変更することができる

(5)この細則は2020年8月23日より施行する（理事選挙は2021年より）。